

## 企業価値向上推進補助金交付要綱

### (通則)

第1条 企業価値向上推進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、市内の中小企業者等が行う生産性や企業価値の向上につながるデジタル技術を用いた取組に対し、経費の一部を補助することによって、本市産業の競争力及び成長性を高め、地域経済の底上げ及び基盤強化に寄与することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び第5項に規定する者をいう。

### (補助対象者)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる者は、次の各号に定める全ての要件に該当する者とする。

- (1) 法人にあっては市内に主たる事業所を有するものであり、個人にあっては市内に住民票を有し、かつ、市内で事業を営んでいるものであること。
- (2) 市が行う伴走型企業コンサルティング支援事業の支援を受けていること、又は公益財団法人ふくい産業支援センターが行うDX専門家派遣事業によるDX専門家派遣若しくは伴走型DX推進プロジェクトによる支援を交付申請の日の属する年度の前年度の初日から交付申請の日までに受け、DXを推進するための計画を作成している

こと。

(3) 国、県、市その他公的機関が実施する同種の補助を受けていないこと。

(4) 市税を滞納していないこと。

(5) 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと。

（補助金の交付）

第5条 市長は、第2条の目的を達成するため、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施するために必要な経費であって、別表第1で定める経費のうち、補助金の交付の対象として市長が認める経費（当該経費に係る消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助対象事業の内容、補助の限度額、補助率及び補助期間は別表第2に定めるとおりとする。

（交付の申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、企業価値向上推進補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により交付申請書が提出されたときは、申請の内容が第2条に規定する目的に適合し、かつ、補助対象事業の内容が適正であって妥当であるかを審査し、適当と認めるときは、当該補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定による決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、企業価値向上推進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。また、交付しない旨の決定をしたときは、企業価値向上推進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更）

第7条 前条第3項の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）は、交付決定後の事情の変化により、交付の決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の計画を変更しようとするときは、企業価値向上推進事業計画変更承認申請書（様式第4号）に当該変更を証する書類を添えて、事前に市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 市長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、その変更の内容を審査し、適当と認めるときは、企業価値向上推進事業計画変更承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

（中止又は廃止）

第8条 交付決定事業者は、交付決定後の事情の変化により、当該者が実施する交付決定事業を中止し、又は廃止しようとするときは、企業価値向上推進事業計画中止（廃止）承認申請書（様式第6号）に、当該中止し、又は廃止しようとすることを証する書類を添えて、事前に市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定事業者は、交付決定事業が完了したとき、又は交付決定の日が属する年度が終了したときは、企業価値向上推進事業実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績概要書

(2) 収支決算書

(3) 納品書、請求書及び領収書又はそれらに代わるものの写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、交付決定事業者から前条に規定する実績報告書が提出された場合は、その内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じた額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）又は交付決定の額のいずれか低い額とするものとする。

3 市長は、補助金の額を確定したときは、企業価値向上推進補助金額確定通知書（様式第8号）により、交付決定事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条第3項の規定による通知を受けた交付決定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、企業価値向上推進補助金交付請求書（様式第9号）を市長に速やかに提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理した後、補助金を交付するものとする。

（財産処分の制限）

第12条 交付決定事業者は、補助対象経費により取得した固定資産を、

取得後10年を経過する日までの間は、除却してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過した固定資産及び市長がやむを得ないと認める固定資産については、この限りではない。

2 交付決定事業者は、固定資産を他の者に貸し付け又は譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとするときは、事前に市長の承認を受けなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定の後、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) この要綱の規定に反したとき。
- (5) 補助事業の目的に反したとき。
- (6) 国、県、市その他公的機関が実施する同種の補助を受けるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めるとき。

（補助金の返還）

第14条 交付決定事業者は、前条の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該取消しに係る金額を、市長が別に定める日までに返還しなければならない。

2 交付決定事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期限後に納

付したときは、福井市市税賦課徴収条例（昭和25年福井市条例第39号）の例により、延滞金を納付しなければならない。

（報告の徴収）

第15条 市長は、必要に応じて、交付決定事業者から報告を求め、又は職員に調査若しくは検査をさせることができる。

（補助対象事業の経理等）

第16条 交付決定事業者は、補助対象事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿又は証拠書類を整備し、当該補助金が交付された日が属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（事業実施状況等の報告）

第17条 交付決定事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の終了後1年間の状況等について、補助事業の完了した日の属する年度の翌々年度開始の日から30日以内に、企業価値向上推進事業実施後状況等報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに認定を受けた補助対象事業については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

経費	補助対象経費	備考
機械装置費	<p>・専ら補助事業のために使用される機械、装置、部品及び工具・器具の購入、製作、借用、改良、据付け、修繕及び運搬に要する経費</p>	
システム費	<p>・専ら補助事業のために使用される特定業務用のソフトウェア・情報システムの購入、製作、借用、改良、据付け、修繕及び運搬に要する経費</p>	
委託費	<p>・補助事業のために使用する機械装置やシステムに必要な経費の中で、自社で直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ委託する場合に要する経費</p>	
技術指導費	<p>・補助事業の実施に当たり、外部（専門家等）から技術指導を受ける場合に要する謝礼</p>	<p>補助対象経費の20%以内とする</p>



別表第 2（第 5 条関係）

補助対象事業の内容	D X 等を用いた経営課題の解決や生産性の向上に向けた事業であって、市長が認めたもの
補助の限度額	1 0 0 万円
補助率	2 分の 1
補助期間	交付決定日から同日が属する年度の末日まで

別表第 3（第 6 条関係）

必要書類
<p>(1) 事業計画書</p> <p>(2) 事業収支計画書</p> <p>(3) 法人の場合は、法人の登記事項証明書</p> <p>(4) 個人の場合は、住民票の写し</p> <p>(5) 市税の全税目に係る納税証明書</p> <p>(6) 公益財団法人ふくい産業支援センターからの D X 推進可能性調査報告書の写し、D X 専門家派遣業務調査報告書の写し、伴走型 D X 推進プロジェクト支援企業の選考結果通知の写し又は D X 関係事業参加確認同意書（D X 専門家派遣又は伴走型 D X 推進プロジェクトの支援を受けていることを要件に申請する場合）</p> <p>(7) D X を推進するための計画書（D X 専門家派遣又は伴走型 D X 推進プロジェクトの支援を受けていることを要件に申請する場合）</p>

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類